

マイナ保険証と今後の手続きに関するお願い

現在の保険証は令和6年12月2日から新規発行されなくなり、原則
[マイナンバーカードの保険証利用=マイナ保険証]を使用するしくみに移行します。
そこで、今後の**病院等の受診方法**と**会社の入退社手続き**のご案内です。

1. 受診の方法は次の3つです！

1

現在の保険証

★R7.12.1まで利用可能

R7.12.2以降は利用不可



令和7年12月1日までに資格喪失した場合→返却必要

令和7年12月2日以降に資格喪失した場合→返却不要
自己破棄も可

2

資格確認書

★R6.12.2から交付開始・利用可能



利用方法は
現在の保険証と同じ

有効期限は最大5年

高齢受給者証は従来通り
別紙で交付されます

交付対象者

- ・社会保険加入時に交付を希望した方
- ・現在の加入者でマイナ保険証の利用登録をしていない方等

交付方法

R6.12.1
までの
加入者

令和7年9月以降、マイナ保険証
が未登録の方に申請によらず交付
されます。

R6.12.2
以降の
新規加入者

入社時や扶養加入時の手続きの
際、資格確認書の発行申請をする
ことで交付されます。

退職時等の
返却について

有効期限内

→ 返却必要

有効期限以降

→ 返却不要 (自己破棄も可)

「保険証」と「資格確認書」の2枚持ち、どちらをつかえばいい？

マイナ保険証の利用登録をしていない方は、一時的に
現在の保険証と資格確認書の2枚持ちになることが予想されます。
令和7年12月1日までは、どちらも利用可能です。





- ・マイナンバーカードの**保険証利用登録**を行うことで、マイナ保険証として利用できます。
- ・医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り、**顔認証**または**4ケタの暗証番号**を入力することで受診できます。

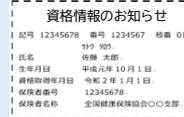
保険証利用登録がまだの方も・・・
病院にて**かんたん操作**で**即時登録**できます
(社会保険手続き時にマイナンバー届出済みの方に限る)

- ①病院のカードリーダーにマイナンバーカードをセット
- ②マイナ保険証として**登録する**情報提供に**同意する**をタッチ
- ③登録完了！即時利用可能です



マイナ保険証を利用できない場合
(顔認証が難しく、暗証番号もわからない場合、
カードリーダーがない場合など)

資格情報のお知らせ^{※1}とマイナンバーカードを提示することで受診できます。



どちらか片方だけでは受診できないのでご注意ください！

※1：R6.6.7時点の社会保険加入者に事業主経由で送付済み。R6.6.8以降の加入者にはR7.1.23以降順次送付予定です。

2. 今後の入退社手続きについて

お願い 令和6年12月2日以降の入退社・扶養の手続きについては
マイナンバーカード（マイナ保険証として）の有無を必ずご確認ください。

①資格取得時（入社時など）

本人および扶養家族がマイナ保険証を持っていない場合、**2**の**資格確認書の交付が必要**となります。また、弊所に手続きを依頼されている会社様は、**加入者連絡票**にマイナ保険証の有無について記入欄を追加しましたので、ご確認の上ご記入をお願いします。

マイナ保険証 持っている 持っていない わからない

加入者連絡票

氏名——
生年月日——
マイナバ——

②既に社会保険へ加入済みの方

マイナ保険証の登録が済んでいない方には**申請によらず**、**資格確認書**が事業所経由で交付されます。交付時期は令和7年9月以降となる予定です。

③資格喪失時（退社時など）

令和7年12月1日までの資格喪失時は**現在の保険証**の返却が必要です。
また、**資格確認書**を交付された方は、**2枚返却が必要**になりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、やまもと事務所へお気軽にお問い合わせください。